委員会等に関する細則

第１章　委員会（全般）

（目的）

第１条　本細則は、定款第３条の目的を達成するために各種の委員会に関し、必要な事項を定める。

（委員会の設置およびカテゴリー）

第２条　本会は必要に応じて常設または臨時の委員会をおくことができる。

２　委員会はその役割により以下のカテゴリーに分類される。

- カテゴリーA：学会運営全般に対して対応し、理事会と連携して活動する委員会
- カテゴリーB：専門領域における委員会など、集中治療領域の発展のために活動を行う委員会
- カテゴリーG：ガイドライン作成・普及に関する委員会

３　委員会のカテゴリー設定は理事会で承認される。

（委員会の構成）

第3条　委員会を構成する委員の数は原則５～10 名程度（委員長を含む）を基準とし、上限は、委員会の活動性を考慮して理事会で討議される。

２　委員会の存続については、委員会からの活動報告と担当理事からの報告に基づいて理事会で審議され、社員総会で報告する。

（COI と企業との関わり）

第4条

- 委員会、ワーキング、タスクフォースの構成員（委員、メンバー、アドバイザー、オブザーバー、外部委員）となるものは、COI 状態の申告を義務とする。
- 企業に在籍あるいは嘱託などの関わりがあるものは原則として委員会、ワーキング、タフクフォースの構成員にはなれない。ただし、理事会で承認された場合はその限りではない。

（委員長と委員）

第5条　委員は正会員の中から理事長が委嘱する。ただし、理事会が承認し、理事長が委嘱した場合、非正会員に委員を委嘱することを妨げるものではない。また、理事会の承認によりアドバイザーを委嘱できる。

２　委員長は本会の評議員とし、理事会の議を経て理事長が委嘱する。但し、理事会が承認した場合、非評議員に委員長を委嘱することを妨げるものではない。

３　カテゴリーAの委員長を２委員会以上併任する事は出来ない。但し、理事による委員長併任、あるいは、理事会が承認した場合はその限りではない。なお、役職指定の委員長は、委員長併任の数に入れない。

４　委員長および委員は、委嘱時点で 66 歳未満であること。ただし、評議員はこの限りではない。

５　委員長または委員に欠員が生じた場合、あるいは新たに委員を途中補充する場合、前三項に基づき、委員長または委員を委嘱することができる。

6　委員は委員会委員の嘱託を辞退することができる。

（任期および併任）

第６条　委員の任期は１年とし、毎年理事会にて見直しを行うものとする。原則、連続６年を超えないものとするが、必要に応じて委員長を含め、委嘱期間の延長を理事会の議を経て決定する。

2　委員の併任は３委員会までとする。ただし、これを超える併任については、理事会の議を経るものとする。

3　役職指定の委員は、委員の併任の数に入れない。

4　第５条５項で委嘱された委員長あるいは委員の任期は、他の委員と同一とする。

（担当理事）

第７条　すべての委員会に担当理事１名を理事長が委嘱する。

2　担当理事は、委員会業務の補助と監査を行い委員会の運営を助ける。

（運営）

第８条　委員会の運営は以下のとおりとする。

2　必要に応じて委員長が召集する。

3　招集された委員会は委員長を含む総数の過半数以上の委員の参加をもって成立する。ここでの参加には双方向に音声を送受信し、意見交換ができる方法を用いる場合も含み、委任状による参加は認めない。

4　委員会における審議事項の可否は出席者の３分の２以上を以って決し、反対意見のある場合は議事録に付記する。審議事項の決定は、理事会の承認を経て確定させる。

5　課題遂行の上で必要と判断した場合に、委員長は担当理事を通して委員の委託（期間および課題を限定）を理事会に提案することができる。

6　各委員会には、理事会の議を経て若干名の外部委員を置くことができる。

7　委員会は、WEB 会議などの電子媒体を用いた会議を主体として行う。

8　学術集会会期中には、委員会は原則開催しない。

（個人情報の管理）

第９条　各委員会の活動にあたり、委員長が個人情報管理を徹底し、個人情報管理における重要責任を持つ。

2　各委員会における個人情報の漏洩が疑われる場合は、委員会は担当理事を介して直ちに理事会に報告する。

第２章　Ad Hoc 委員会

（Ad Hoc 委員会の設置と運営）

第10条　Ad Hoc 委員会は、特定の目的を定めて数年間程度の期限を想定して活動する独立した委員会であり、設置については、正会員の提案に基づいて発議される。

2　いずれの提案も、提案者の責任において「目的と必要期限」を明確にしたうえで常務理事会に申請し、理事会で決定する。ただし、緊急に活動を開始する必要があるときは常務理事が仮承認をし、理事会で決定する。

3　想定した期間を超えて当該 Ad Hoc 委員会を継続する必要がある時には、委員長が担当理事を通して、継

続理由と新たな期限を常務理事会に申請し、理事会で決定する。

4　常務理事会は、これらの Ad Hoc 委員会設置の提案について、理事会の議題調整の範囲で一時的に保留することはできるが、必ず理事会に提案し、決議しなければならない。

5　期間内であっても目的の達成あるいは作業の必要性が消滅した時には、理事会の審議の後に当該委員会または理事会の責任において速やかに Ad Hoc 委員会を解散する。

6　Ad Hoc 委員会の委員は、委員の併任の数に入れない。

7　Ad Hoc 委員会の運営は第８条に従う。

第３章　カテゴリーG 委員会

（カテゴリーG 委員会の設置と運営）

第11条 第2条に準じて設置されるカテゴリーG 委員会は、集中治療領域に有用な各種ガイドラインの作成・普及を行う。

2　本細則は、本会が関与する各種ガイドライン作成・普及に関する委員会の委員選考に際して、一部の会員に業務が偏ることを防ぎ、会員の負担を分散すること、また、新しい人材を発掘・教育することを目的に定める。

3　他学会と共同でガイドラインを作成する際には、本学会の定款、細則、内規等を提示しながら協議の上、その共同作成を決定した上で、カテゴリーＧ委員会発足をさせる。各々の作成論法や規定などに合意点が得られない際には、合同委員会としての活動ではなく、正会員を他学会の委員として出向させる方法なども検討する。

4 本細則は、当会が関与して作成するガイドライン、または当学会が他学会と共に関与して作成するガイドラインに係る委員会の委員選考に対して適用される。

5 カテゴリーG 委員会では、必要に応じて、領域別に班をおくことができる、また、各班の活動をサポートし、ガイドライン全体の質を担保する活動を行うアカデミックガイドライン推進班をおくことができる。

6　カテゴリーG 委員会およびメンバーの役割について以下に定める。

(1) カテゴリーG 委員会は、学会員に有用なガイドラインの作成ならびに普及を行う。

(2) 委員長は、委員および委員以外の作業に係るメンバーを統括し、定期的に全体の進捗状況を確認し、理事会へ報告する。

(3) 副委員長は、委員長の業務を補佐すると共に、各業務の進捗を確認し委員長へ報告する。

(4) アカデミックガイドライン推進班班長は、ガイドライン作成に関する科学的な指導の責任を持ち、委員長を補佐する。

(5) 委員は、コアメンバーの指示に従い、委員以外の作業メンバーとともに、ガイドライン案の作成、査読等、各自分担された業務を行う。

7 カテゴリーG 委員会委員長は、正会員の中から、理事会で推薦し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

8　カテゴリーG の委員会の発足を理事会で承認後、理事会直轄の組織としてカテゴリーＧ委員会設立準備タスクフォースを立ち上げる。本タスクフォースの構成員は以下の如くとする。

・理事長

・総務委員長（TF 長）

・委員会あり方検討委員会委員長

・カテゴリーG 委員会委員長

・前カテゴリーG 委員会委員長（改訂版の時）

・その他、理事長、カテゴリーG 委員会委員長予定者が指名するもの数名

9　タスクフォースでは、カテゴリーG 委員会で扱う大まかな領域（範囲）、CQ の数、作成方法、学会機関誌への掲載、アプリ作成といった大まかな作業量を鑑みて、必要な委員数を見積もり、カテゴリーG 委員会の組織構成ならびに委員選出を議論し決定する。

10　カテゴリーG 委員会における各役職の定員は、以下のとおりとする。

(1) 委員長：1 名

(2) 副委員長：1～2 名

(3) アカデミックガイドライン推進班班長：1 名

(4) 委員：第 3 条 1 項に準じる。

11　カテゴリーG 委員会委員選出に関しては、日本医学会の COI 管理ガイドライン並びに診療ガイドライン策定参加資格基準ガイダンス最新版に順規する

12　委員会メンバーは委嘱時点で 66 歳未満であること。ただし、評議員はこの限りではない。

13　委員長、副委員長、アカデミックガイドライン推進班班長を各カテゴリーG 委員会におけるコアメンバーとする。

14　副委員長、委員、アカデミック班班長は、正会員の中から委員長が指名し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

15　他のカテゴリーG 委員会との併任、及び任期について以下に定める。

(1)コアメンバーは、他のカテゴリーG 委員会のコアメンバーと併任できない。ただし、コアメンバーと委員の併任は可とする。

(2)委員は、同時期のカテゴリーG 委員会の委員との併任は 2 つまでとする。

(3) 一つのカテゴリーG 委員会のコアメンバーおよび委員を、同一部署から 3 名以上は選出できない。

(4) 一つのカテゴリーG 委員会のコアメンバーおよび委員を、原則として合計 4 期連続務めることはできない

（5）役職指定の委員は、委員の併任の数に入れない。

16　カテゴリーG 委員会コアメンバー、委員、委員以外の作業メンバーは、カテゴリーG 委員会内規に従い、経済的・組織的・アカデミック COI を提出し、誓約書に署名して、その任に当たる。

17　カテゴリー G 委員会設立準備タスクフォースは、カテゴリーG 委員会がその活動を開始した時点で解散する。

第 4 章　ワーキンググループ

(ワーキンググループの設置と運営)

第12条　当該委員会だけでは課題遂行が困難と判断した場合には、委員長は担当理事を通して当該委員会の下に紐づく組織としてワーキンググループ(以下　WG）の設置を理事会に提案することができる。WG は、委員会活動における特定の課題について実作業を以って委員会を支援する。

2 WG を構成するメンバーの数は原則 5 ～10 名程度とし、WG の作業内容を考慮して理事会で決定される。

3 WG の継続については、WG からの活動報告と当該 WG のリーダーおよび担当理事からの報告に基づいて理事会において審議する。

4 メンバーは正会員の中から理事長が委嘱する。ただし、理事会が承認し、理事長が委嘱した場合、非正会員にメンバーを委嘱することを妨げるものではない。

5 リーダーは本会の評議員とし、当該委員会および理事会の議を経て理事長が委嘱する。但し、理事会が承認した場合、非評議員にリーダーに委嘱することを妨げるものではない。

6 リーダーおよびメンバーは、原則、委嘱時点で 66 歳未満であること。ただし、評議員はこの限りではない。

7 リーダーまたはメンバーに欠員が生じた場合、あるいは新たにメンバーを追加する場合、前三項に基づき、リーダーまたはメンバーを委嘱することができる。委嘱されたリーダーあるいはメンバーの任期は、他のメンバーと同一とする。

8 メンバーの任期は 1 年とし、毎年理事会で見直しを行う。

9 WG のメンバーおよび役職指定のメンバーは、委員の併任の数に入れない。

10 WG に担当理事 1 名を理事長が委嘱する。担当理事は、WG 業務の管理・監督を行い、WG の運営を助ける。

11 WG は必要に応じてリーダーが召集する。招集された WG は、リーダーを含む過半数のメンバーの参加をもって成立する。

12 WG における審議事項の可否は、出席者の 3 分の 2 以上を以って決し、当該委員会の議を経て理事会にて審議する。

13 WG には、理事会の議を経て若干名のアドバイザーおよび外部メンバーを委嘱することができる。

14 WG は、WEB 会議などの電子媒体を用いた会議を主体として行う。

第 5 章 タスクフォース

（タスクフォースの設置と運営）

第 13 条 タスクフォース(以下 TF）は、緊急性の高い問題の解決、学会の改革、新規事業の企画などの特定の役割のために、理事会の命を受けて活動する組織で、短期間で集中的に活動し成果を出す目的で結成されるものである。

2 TF を構成するメンバーの数は原則 5 ～10 名程度とし、TF の活動内容を考慮して理事会で決定される。

3 TF の継続については、TF からの活動報告と当該 TF のリーダーおよび担当理事からの報告に基づいて理事会において審議する。TF の目的を概ね達成されたと理事会で判断された場合、当該 TF は解散するものとし、通年を通じての作業が残る場合は、理事会直轄の WG、または独立した Ad Hoc 委員会として活動を継続する。

4 メンバーは正会員の中から理事長が委嘱する。ただし、理事会が承認し、理事長が委嘱した場合、非正会員にメンバーを委嘱することを妨げるものではない。

5 リーダーは本会の評議員とし、理事会の議を経て理事長が委嘱する。但し、理事会が承認した場合、非評議員にリーダーに委嘱することを妨げるものではない。

6 リーダーおよびメンバーは、原則、委嘱時点で 66 歳未満であること。ただし、評議員はこの限りではない。

7 リーダーまたはメンバーに欠員が生じた場合、あるいは新たにメンバーを追加する場合、前三項に基づき、リーダーまたはメンバーを委嘱することができる。委嘱されたリーダーあるいはメンバーの任期は、他のメンバーと同一とする。

8 メンバーの任期は 1 年とし、毎年理事会で見直しを行う。

9 TF のメンバーおよび役職指定のメンバーは、委員の併任の数に入れない。

10 TF に担当理事 1 名を理事長が委嘱する。担当理事は、TF 業務の管理・監督を行い、TF の運営を助ける。

11 TF は必要に応じてリーダーが召集する。招集された TF は、リーダーを含む過半数のメンバーの参加をもって成立する。

12 TF における審議事項の可否は、出席者の３分の２以上を以って決し、理事会にて審議する。
13 TF には、理事会の議を経て若干名のアドバイザーおよび外部メンバーを委嘱することができる。
14 TF は、WEB 会議などの電子媒体を用いた会議を主体として行う。

第14条 この細則は理事会の議により改定することができる。

（附則）
この細則は、2014 年 1 月 1 日より施行する。
この改定は、2016 年 2 月 12 日より施行する。
この改定は、2019 年 9 月 10 日より施行する。
この改定は、2021 年 3 月 12 日より施行する。
この改定は、2021 年 6 月 28 日より施行する。
この改定は、2023 年 2 月 3 日より施行する。
この改定は、2024 年 3 月 13 日より施行する。
この改定は、2024 年 4 月 22 日より施行する。
この改定は、2024 年 5 月 16 日より施行する。
この改定は、2024 年 11 月 11 日より施行する。
この改定は、2025 年 2 月 5 日より施行する。